

秦野市伊勢原市環境衛生組合
秦野斎場指定管理者管理運営業務仕様書

令和2年8月

秦野市伊勢原市環境衛生組合

秦野斎場指定管理者管理運営業務仕様書

1 趣旨

秦野斎場において、秦野市伊勢原市環境衛生組合（以下、「本組合」という。）が指定する指定管理者が行う業務内容とその範囲は、この仕様書に基づくものとする。

2 基本的な考え方

秦野斎場は、秦野市伊勢原市環境衛生組合秦野斎場管理条例（昭和51年条例第4号）及び秦野市伊勢原市環境衛生組合秦野斎場管理条例施行規則（昭和51年規則第11号）の目的を踏まえ、指定管理者が管理運営を行う。

指定管理者は、民間事業者としての創意工夫に基づき、利用者へ質の高いサービスを提供するとともに、合理的かつ効率的な業務により、施設の適正運営を図るよう努めなければならない。

3 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間）

4 施設の概要（詳細は秦野斎場施設設備概要のとおり）

(1) 名称及び所在

ア 名称 秦野斎場

イ 所在 神奈川県秦野市曾屋1006番地

(2) 施設の規模

ア 敷地面積 5,427.30㎡

イ 建築面積 2,447.32㎡

ウ 延床面積 3,395.20㎡

エ 建物構造

(ア) 増築棟 鉄筋コンクリート造・鉄骨造、混構造2階建て

(イ) 改修棟 鉄筋コンクリート造平屋建て

オ 駐車台数

(ア) 平常時 48台（普通乗用車用39台・マイクロバス用9台）

(イ) 繁忙時 57台（普通乗用車用51台、マイクロバス用6台）

(3) 主要設備

ア 諸室等

1階	告別室4室、収骨室4室、収骨作業室3室、待合室4室（各部屋に給湯室有）、多目的会議室、会葬者用更衣室、事務室、炉室等管理諸室、霊安室（遺体安置室）
2階	待合室4室（各部屋に給湯室有）、待合ロビー2箇所、売店、キッズルーム、集塵機械室、屋上緑化
各階共通	授乳室、トイレ（各階及び事務室に男女1室ずつ有）、エレベーター2基、階段

イ 火葬炉設備

台車式火葬炉7炉（別に1炉分の予備スペース有）

5 休場日及び開場時間

- (1) 休場日は、1月1日から同月3日まで及び友引に当たる日とする。ただし、本組合が必要と認める場合は、臨時に休場日を定め、又は休場日を変更することができる。
- (2) 開場時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、本組合が必要と認める場合は、開場時間を変更することができる。

6 人員配置等

(1) 人員配置に関すること

業務の履行と責任体制を確保するため、常勤の施設管理者（正規職員）を1名配置するとともに本組合に届け出る。ただし、施設管理者が休暇日等で不在の時間は、あらかじめ選任された代理者（正規職員）が、施設管理者の職務を行う。

指定管理業務を実施するために必要な業務体制を確保するとともに、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、その他労働関係法令を遵守し、管理運営を効率的に行うための適正な人数の職員を配置する。

(2) 届出等に関すること

ア 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第12条の規定に基づき施設管理者を置き、施設管理者の本籍、住所及び氏名を秦野市長及び組合長に届け出る。

イ 施設管理等において必要とする次の資格を有する者を確保し、本組合に届け出る。

(ア) 危険物取扱者乙4類

(イ) 甲種防火管理者

ウ 業務に従事する人員の氏名等、人員配置に関する情報については選任した際又は変更があった際に書面にて速やかに本組合へ報告すること。

(3) 人員配置における留意事項

ア 雇用の安定、技術の習得及び業務の継続性等を考慮した上で、指定期間中、安定した人員体制を確保すること。

イ 繁忙時等、人員に不足が生ずると認められる時は、適宜増員を図るなど、必要な措置を講ずること。

ウ 災害や事故等の緊急時において、円滑に業務を継続させるため十分な人員を確保すること。

エ 従事者等が負傷、疾病その他の理由により、業務遂行に支障がある場合は、速やかに交代要員を確保すること。

オ 施設管理者の職に充てられたものは、業務全般の統括者として、次の役割を担い、円滑に業務を遂行するよう努めること。

(ア) 本組合との綿密な連絡調整

(イ) 従事者の指揮監督

(ウ) 合理的かつ効率的な施設の維持管理

(エ) 従事者の能力向上

(オ) 施設内における事故防止等、安全管理

(カ) 施設運転に伴う公害の防止等、環境保全

カ 業務の遂行に当たり、法令等に基づく有資格者が必要な場合は、当該資格を有する適切な人員を配置すること。

キ その他、業務内容に応じ、必要な知識及び技能を有する人員を適宜確保すること。

7 法令の遵守

秦野斎場の管理運営に当たっては、本仕様書のほか、次に掲げる法令等に基づいて行わなければならない。

(1) 地方自治法、同法施行令、同法施行規則その他行政関係法令

(2) 秦野市伊勢原市環境衛生組合秦野斎場管理条例及び同条例施行規則

(3) 秦野市伊勢原市環境衛生組合情報公開条例及び同条例施行規則

(4) 秦野市伊勢原市環境衛生組合個人情報保護条例及び同条例施行規則

- (5) 秦野市伊勢原市環境衛生組合契約、財産及び施設に関する条例
- (6) 秦野市伊勢原市環境衛生組合契約規則
- (7) 墓地、埋葬等に関する法律
- (8) 労働基準法
- (9) 労働安全衛生法
- (10) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (11) 消防法
- (12) 建築基準法
- (13) 神奈川県環境基本条例
- (14) その他関係法令

8 指定管理者が行う業務

(1) 火葬及び遺体安置に関する業務

ア 火葬の受付に関すること

- (ア) 秦野斎場予約システムにより予約状況の確認及び適切な火葬スケジュールの検討。
- (イ) 秦野斎場予約システムマニュアルに基づく秦野市や伊勢原市等との調整。
- (ウ) 秦野斎場予約システムの運用に伴う予約の入力内容確認、修正作業、集計作業等の実施。
- (エ) 休場日の同システムに関する各種問い合わせ対応、予約登録等の入力作業。
- (オ) 案内表示システム等を使用し、総合案内板、告別室、収骨室、待合室への案内表示。

イ 遺体等の受入れに関すること

- (ア) 利用者の到着時に埋火葬許可証及び斎場使用許可書の受領及び確認。
- (イ) 霊柩車等から棺をおろし、所定の火葬炉への運搬。

ウ 収骨に関すること

- (ア) 火葬終了時に会葬者等が収骨室へ移動するための案内。
- (イ) 会葬者等が収骨した後に残った骨を骨壺に納めて施主へ引渡し。
※収骨方法の説明や焼骨確認を行うこと。

エ 火葬残骨灰等の管理に関すること

- (ア) 火葬残骨灰及び集じん灰を分別して保管。

(イ) 保管する火葬残骨灰及び集じん灰は、本組合の指示による処理事業者への引き渡し。

※火葬残骨灰等は本組合で処理を行うものとする。

オ 火葬執行の証明事務、及び分骨証明事務の補助に関すること

カ 施設利用者への対応に関すること

(ア) 会葬者等に対する火葬予定時間・収骨方法等、火葬に関連する事項や施設利用上の注意点・使用方法等の説明。

(イ) 火葬前後における会葬者等への案内や誘導。なお、入出炉の際は、当該遺体等の遺族や会葬者が他の遺族及び会葬者と錯綜しないよう、十分に配慮すること。

(ウ) 待合室等における湯茶接待（準備・片付けを含む）。

(エ) キッズルームや多目的室における図書類や機器類等の管理。

(オ) 建物内は全面禁煙とし、神奈川県公共施設における受動喫煙防止条例（平成21神奈川県条例第27号）を遵守し、受動喫煙の防止を徹底すること。（1階、2階風除室外の喫煙スペースを除く）

キ 霊安室（遺体安置室）の管理に関すること

(ア) 斎場使用許可書等を確認し、遺体の取り間違いのないよう納棺又は出棺すること。

(イ) 遺体保冷库の管理。

ク 駐車場に関すること

(ア) 必要に応じた施設内に入出入りする車両の安全確認、誘導。

(イ) 繁忙時は、マイクロバス用駐車スペースを普通乗用車用に振替えるなど、適宜工夫を行い、来場車両が構内道路や公道に滞留しないようにすること。

ケ 火葬炉の運転に関すること

次に掲げる事項を順守するとともに、本組合が示す「火葬炉運転マニュアル」及び「火葬炉設備メンテナンスマニュアル」、並びに「火葬場から排出されるダイオキシン類削減対策指針」に従い、火葬炉設備の運転・管理すること。

(ア) 火葬される遺体は丁重に取扱い、故意・過失を問わず遺骨の取り間違いや損壊等、死者の尊厳を傷つけるような事故・事態が決して起こらないよう万全を期すること。

(イ) 火葬炉の運転操作及び監視は、決められた手順に従い、適切な焼

骨の状態になるまで安全に行うこと。

- (ウ) 有害排ガスの発生や過大な燃料消費、設備の故障や事故等が発生しないよう、的確な燃焼状況の把握に努め、効率的な運転を行うこと。

コ 整骨に関すること

- (ア) 火葬終了後の焼骨について、告別室に移動する前に冷却室内で副葬品残渣等を除去し、焼骨トレーに整えること。
- (イ) 会葬者等による収骨完了後、遺族の同意を得た上で焼骨トレーの火葬残骨灰等を掃除すること。

サ 火葬炉設備の保守点検に関すること

- (ア) 設備の維持管理に必要な日常点検。
- (イ) 次の設備に関する年1回以上の保守点検。
 - a 火葬炉本体
 - b 焼却設備
 - c 排ガス冷却設備
 - d 排ガス処理設備（バグフィルター集塵機）
 - e その他公害防止設備（O₂・CO/O₂濃度計）
 - f 排気設備
 - g 電気、計装設備
 - h モニター設備
 - i その他必要な設備（火葬残灰・飛灰集塵機等）

※本組合は長期的な火葬炉設備修繕を予定しているため、火葬炉整備の保守点検は本組合が指定する火葬炉メーカーにより行うこと。なお、保守点検は総合点検（年1回）、巡回点検（年3回以上）、緊急時の技術派遣を含むものとする。

シ 火葬炉内外部の清掃に関すること

ス 火葬用燃料に関すること

- (ア) 火葬用燃料の備蓄量の確認を行い、継続的な火葬に十分な量を常時確保すること。
- (イ) 燃料タンクの管理。

セ 火葬炉設備の修繕に関すること

- (ア) 火葬炉設備に係る部品・消耗品等の補充・交換。
- (イ) 設備機器及び配管等の塗装、保湿剤等の補修。

(ウ) その他、適正に火葬炉運転を継続する上で必要な修繕。

※大規模修繕は本組合で行うものとする。

(2) 秦野斎場の維持管理に関する業務

ア 建築物・建築設備の維持管理に関すること

(ア) 秦野斎場の性能及び機能を維持し、各業務が円滑かつ安全に行われ、また、利用者への充実したサービスの提供を行うため、日常点検及び関係法令に定める法定点検を行うとともに、必要な保守点検を行うこと。(点検項目は「イ 施設内設備等の保守点検に関すること」のとおり)

(イ) 適切な維持管理計画及び年間点検計画の作成。

(ウ) 日常点検マニュアル及び点検リストの作成及びこれに基づく点検により安全の確保。また、必要により修繕、交換、調整等の実施。

イ 施設内設備等の保守点検に関すること

(ア) 消防設備の保守点検。(2回以上/年)

(イ) 電気設備の保守点検。(1回以上/年)

(ウ) 地下オイルタンクの定期点検。(1回以上/年)

(エ) 冷暖房設備の清掃及び保守点検(ガス空調設備の保守点検も含む)。(1回以上/年)

(オ) エレベーター・自動ドアの保守点検。(通常点検随時・保守点検1回以上/年)

(カ) 非常用発電機の保守点検(ポータブル発電機も含む)。(2回以上/年)

(キ) LPGバルクタンク等ガス供給設備の保守点検(法定点検も含む)。(随時)

(ク) 地下貯水槽の清掃及びポンプ類の保守点検。(1回以上/年)

(ケ) 雨水ろ過装置の保守点検及び雨水ろ過フィルターの交換。(2回以上/年)

(コ) 間接給水用水槽の保守点検。(1回以上/年)

(サ) 案内表示システムの保守点検。(通常点検随時・保守点検1回以上/年)

(シ) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第12条第2項及び同条第4項に基づき、次の項目について年1回以上の頻度で定期点検を実

施し、その結果を台帳保管すること。

- a 建物の劣化状況
- b 防火設備
- c 換気設備
- d 排煙設備
- e 非常用照明設備
- f エレベーター設備

(ス) その他、施設内の設備全般について、必要な保守点検を行うこと。

※点検時における部品の交換なども保守点検の費用に含むこと。

ウ 施設内の機械警備等に関すること

(ア) 従事者の出退勤や施設の開場・閉場時の施錠管理。

(イ) 施設全体の機械警備。(随時)

エ 施設の修繕に関すること。

(ア) 施設内の各部屋・各設備で使用する部品や消耗品類について、在庫減や経年劣化、損壊時における補充・交換等の対応を適宜図ること。

(イ) 機器及び備品類の機能維持保全。

(ウ) 必要に応じて施設内各所の修理・塗装等を実施し、場内環境を良好な状態に保つこと。

オ 場内植栽に関すること

(ア) 施設内の植栽、緑地、屋上緑化等の管理。

(イ) 剪定、植栽に係る害虫駆除、草取り、水やり、自動散水機の操作・維持管理。(1・3・5年目に高木剪定を行うこと)

(ウ) 管理計画の作成。

カ 施設の日常清掃等に関すること

(ア) 火葬、収骨用備品等の清掃。

(イ) 施設全体の日常清掃。

(ウ) 施設内で発生したごみを自治体(秦野市)の定めに従い、適正に分別した上で処分すること。

(エ) 施設内に発生した害虫の駆除。

キ 施設清掃に関すること

(ア) 利用者が快適に利用できるよう常に清潔かつ衛生的に施設を保つための定期清掃。

(イ) 清掃は、火葬等の業務に支障にならないよう実施及び清掃計画を作

成すること。

ク 環境測定業務

施設稼働に伴う環境等への影響を調査するため、次に示す項目について年1回以上の測定及び環境保全目標値を満たしているか確認すること。

項	目	環境保全目標値	指 標
排出ガス濃度※1	硫黄酸化物	30ppm以下	大気汚染防止法、廃棄物処理法、火葬場から排出されるダイオキシン類対策指針、火葬場の建設・維持管理マニュアル及び測定実績値等を参考に設定
	窒素酸化物	150ppm以下	
	ばいじん	0.01g/m ³ N以下	
	ダイオキシン類	0.1ng-TEQ/m ³ N以下	
	一酸化炭素	平均30ppm以下	
	塩化水素	50ppm以下	
	排ガス温度	200℃以下	
悪臭物質濃度	アンモニア	1ppm以下	悪臭防止法の規制基準(22物質)
	メチルメルカプタン	0.002ppm以下	
	硫化水素	0.02ppm以下	
	硫化メチル	0.01ppm以下	
	二硫化メチル	0.009ppm以下	
	トリメチルアミン	0.005ppm以下	
	アセトアルデヒド	0.05ppm以下	
	スチレン	0.4ppm以下	
	プロピオン酸	0.03ppm以下	
	ノルマル酪酸	0.001ppm以下	
	ノルマル吉草酸	0.0009ppm以下	
	イソ吉草酸	0.001ppm以下	
	酢酸エチル	3ppm以下	
	トルエン	10ppm以下	
	キシレン	1ppm以下	
	メチルイソブチルケトン	1ppm以下	
	イソブタノール	0.9ppm以下	
	プロピオンアルデヒド	0.05ppm以下	
ノルマルブチルアルデヒド	0.009ppm以下		
イソブチルアルデヒド	0.02ppm以下		
ノルマルバレルアルデヒド	0.009ppm以下		
イソバレルアルデヒド	0.003ppm以下		
臭気指数	排気筒出口	500以下	悪臭防止法による官能試験法
	敷地境界	10以下	
騒音	作業室内全炉稼動	80dB(A)以下	敷地境界については、騒音規制法による規制基準値を参考に設定
	炉前ホール全炉稼動	60dB(A)以下	
	昼間敷地境界全炉稼動	住宅側50dB(A)以下 工場側70dB(A)以下	
振	作業室内全炉稼動	60dB以下	敷地境界について

動 ※ 2	昼間敷地境界全炉稼働	50dB以下	振動規制法による規制基準値を参考に設定
-------------	------------	--------	---------------------

- ※1 排出ガス濃度については、排気筒4系列のうち1系列以上の測定とし、指定期間内で全ての系列を測定すること。
- ※2 作業室内全炉稼働時の振動測定に関しては、実務上、全炉稼働することがないため、4炉運転時の測定とする。

(3) その他、秦野斎場の管理運営に必要な業務

ア 庶務に関すること

- (ア) 職員の勤務計画を立案し、業務内容の監督。
- (イ) 契約事務、物品等購入事務、支払事務及び必要書類の作成等の業務に係る一切の事務。

イ 各種帳簿等作成及び保管に関すること

- (ア) 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）に基づく帳簿の作成。
- (イ) 秦野市伊勢原市環境衛生組合秦野斎場管理条例施行規則（昭和51年規則第11号）第7条に基づく書類の作成。
- (ウ) 施設設備点検記録等の業務に係る記録簿の作成。
- (エ) 帳簿類の適正な保管。

ウ 売店運営等に関すること

売店の営業時間は斎場の開場時間と同様とする。ただし、火葬がない時間帯は除く。

- (ア) 施設内に設置されている売店の運営。
- (イ) 販売物品の発注・廃棄・棚卸等、在庫管理。
- (ウ) 売上金の管理。
- (エ) 売店の営業に必要な許可等の取得。
- (オ) 売店運営に必要な消耗品・備品類の準備。
- (カ) 清涼飲料水等の自動販売機の設置及び管理。
- (キ) 酒類を提供する場合は、利用者の安全面及び体調面に注意し、未成年者飲酒禁止法（大正11年法律第20号）を遵守するとともに、場内事故や飲酒運転の防止に努めること。

エ 予約システムの運用に関すること

同一日の同一時刻において火葬場の受入可能件数以上の使用承認の申込みを行うことがないように、事前に予約を行えるシステムを運用すること。なお、市民等の予約方法に混乱が生じないように原則として現在運用している予約システムを継続するものとする。

オ 自動体外式除細動器（AED）の管理に関すること

- (ア) 自動体外式除細動器（AED）を管理事務所に1台設置すること。
- (イ) 自動体外式除細動器（AED）の操作方法取得のために施設職員に対し研修を実施すること。
- (ウ) 自動体外式除細動器（AED）が正常に使用可能な状態であることの日常点検。

(4) その他

上記の業務内容は基本的内容であり、関連する業務は指定管理者が行うものとする。

9 年間事業計画書の提出

指定管理者は、各会計年度の2月末日までに、その年度の翌年度に係る次に掲げる内容を記載した年間事業計画書を本組合に提出すること。

- (1) 管理業務の体制
- (2) 事業の概要及び実施する時期
- (3) 管理運営に要する経費の総額及び内訳
- (4) その他必要と認める事項

10 事業報告書の提出

指定管理者は、会計年度終了後30日以内に次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、本組合に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定の期間が満了したとき又は指定を取り消されたときは、その満了した日又は取り消された日から起算して30日以内にその年度のその日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況（点検記録や日報等）
- (2) 施設の利用状況
- (3) 収入の実績
- (4) 管理に係る経費の収支状況
- (5) その他必要と認める事項

11 事業報告の聴取等（モニタリング）

本組合は、秦野斎場の管理の適正を保持するため、指定管理者に対し、業務及び経理の状況について定期的に（月1回程度）、又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地の調査し、又は必要な指示をすることができる。その際、業務及び経理の状況等について次の事項を確認する。

- (1) 事業報告書の確認
- (2) 日報、月報等の確認
- (3) 本組合が行う改善指導への対応状況の確認
- (4) 本組合が設定する評価項目についての自己評価の結果報告
- (5) 利用者アンケートの結果報告（実施した場合）
- (6) 指定管理者の決算終了後の財務書類等の確認
- (7) 本組合との連絡調整会議等の実施状況の確認
- (8) その他必要と認める事項

12 施設の目的外使用

次に掲げるものについては、行政財産の目的外使用に該当するので、秦野市伊勢原市環境衛生組合契約、財産及び施設に関する条例（昭和45年条例第2号）の定めに従い、使用開始前までに本組合へ行政財産使用許可申請をして許可を得ると共に、その使用に係る使用料を納付すること。なお、行政財産の目的外使用に伴い指定管理者が収入を得た場合、その帰属に関しては各号の定めによるものとする。

(1) 売店の運営

施設2階の売店運営。年度ごとに1年間分の行政財産目的外使用料（約32万円）を本組合へ納入することとするが、販売による収益は指定管理者の収入とする。

(2) 自動販売機の設置

施設内に配置する自動販売機の設置。

年度ごとに1年間分の行政財産目的外使用料（1台約8千円）を本組合へ納入することとするが、販売による収益は指定管理者の収入とする。

- ### (3) その他、施設の設置目的とは異なる目的での施設利用
- 使用可否及び収入の帰属は、別途協議により決定する。

13 経費の負担等

- (1) 指定期間内における経費の負担については、別表1「主な経費負担表」に掲げるとおりとする。ただし、表中にない経費及び疑義が生じた場合は、別途協議し、定めるものとする。
- (2) 施設の修繕については、年間50万円未満は指定管理者の負担とし、それを上回った修繕は本組合の負担とする。年間50万円未満の場合は、差額を本組合に返還するものとする。
- (3) 火葬炉設備の定期修繕及び火葬残骨灰の処理については、本組合が行うものとする。

14 秘密保持義務について

- (1) 指定管理者及び秦野斎場で従事している者は、秦野市伊勢原市環境衛生組合個人情報保護条例（平成27年条例第2号）の定めるところにより個人情報の適正な管理のために必要な処置をとるとともに、秦野斎場について知り得た秘密を漏らし、また、自己の利益のために利用しないこと。また、指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又はその従事を退いた後も同様とすること。
- (2) 情報公開、個人情報保護及び情報漏えい防止に関するマニュアルを作成し、情報の管理を徹底すること。

15 リスクの分担

指定期間内におけるリスクの分担については、別表2の「主なリスク分担表」に掲げるとおりとする。ただし、表中にないリスク及び疑義が生じた場合は、別途協議し、決定するものとする。

16 損害賠償責任

- (1) 指定管理者の責めに帰すべき理由により、本組合又は第三者に損害を与えた場合には、指定管理者がその損害を賠償すること。
- (2) 本組合が第三者に損害を賠償した場合で、指定管理者の責めに帰すべき理由があるときには、指定管理者は、本組合に賠償すること。
- (3) 施設において、事故が発生した場合に備えて、指定管理者はあらかじめ事故対応マニュアルを定めるとともに、事故発生時には直ちにその旨を速やかに本組合に報告すること。

- (4) 利用者とのトラブルや苦情等については、迅速、適切かつ親切に対応処理するとともに、指定管理者や施設への要望や苦情等については、速やかに本組合に報告すること。

17 保険の加入について

施設の火災保険等は、本組合で加入するが、管理運営の瑕疵による損害賠償については、指定管理者の責任になるため、指定管理者の責任において損害賠償責任保険に加入すること。

18 危機管理対応

- (1) 指定管理者は、自然災害、人的災害、事故並びに自らが原因者や発生源になった場合のあらゆる緊急事態及び不測の事故には、速やかに本組合及び関係機関に通報し、適切な対応をとること。
- (2) 指定管理者は、自然災害、人的災害、事故及び自らが原因者や発生源になった場合のあらゆる緊急事態及び不測の事態に備え、予防対策をとること。
- (3) 指定管理者は、巡回等により危険箇所並びに不審者及び不審物を発見し、施設内の安全を確保すること。
- (4) 非常災害、感染症の流行、事故等の緊急事態発生時に備え、危機管理体制を築くとともに、対応マニュアル等を作成し、緊急時の連絡先をあらかじめ報告し、避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を定期的を実施すること。
- (5) 消防法（昭和23年法律第186号）第8条の規定に基づく防火管理者の配置及び避難訓練の実施等の防火管理上必要な業務を行うこと。その際、消防署からの指摘があった場合は、速やかに改善すること。
- (6) 停電時等における施設の復旧を遅滞なく行うこと。
- (7) その他、施設及び利用者に対する安全確保に努めること。

19 備品の管理等について

指定管理者は、本組合の所有に属する備品については、秦野市伊勢原市環境衛生組合契約、財産及び施設に関する条例（昭和45年条例第2号）に基づき管理を行い、汚損、破損、廃棄等について本組合に報告するとともに、修繕する場合は、本組合と事前に協議し、終了後は速やかに報告すること。

20 業務を実施するに当たっての注意事項

- (1) 公の施設であることを認識し、公平な運営を行うこととし、特定の個人、団体等に有利又は不利になる運営を行わないこと。
- (2) 指定管理者は、その管理運営業務のすべてを第三者に委託し、又は請負わせることはできない。ただし、個別の具体的業務については事前に本組合の承認を得れば、この限りではない。
- (3) 自主事業を行う場合、その内容等について事前に本組合の承認を得ること。
- (4) 本組合が行う行政視察やフィルムコミッションなどの事業等に協力すること。

21 指定の取消し及び業務の停止について

- (1) 指定管理者の責めに帰すべき理由により、施設の適正な管理に重大な支障が生じるとき又は生じるおそれがあるとき、本組合は、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。なお、この場合、本組合に生じた損害は、指定管理者が本組合に賠償すること。
- (2) 不可抗力その他、本組合又は指定管理者の責めに帰することができない理由により、施設の適正な管理に重大な支障が生じるとき又は生じるおそれがあるとき、本組合と指定管理者は、管理業務の継続の可否について協議すること。その結果、指定管理者による施設の管理ができないと本組合が判断したときは、本組合は、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。なお、その際、指定管理者に発生した損害については補償しない。

22 管理業務の終了に係る処置

管理業務の終了に当たり、指定管理者に求める処置は、次のとおりとする。

(1) 業務の引継ぎ

期間満了又は指定の取消しによって指定管理が終了するときは、次期指定管理者等が円滑かつ支障なく施設の管理業務を実施できるよう、期間の終了日以前に引継期間を設け、引継ぎを行うとともに、必要な資料を提出すること。なお、引継ぎに係る業務のために支出した費用について、本組

合は一切負担しないものとする。

(2) 原状回復

指定管理者が施設設備の原形を変更している場合は、指定管理者の費用負担により原状に回復すること。

(3) 秘密保持

指定管理者及び指定管理業務に従事していた者は、期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者ではなくなった後においても、業務について知り得た秘密を洩らし、又は自己利益のために利用しないこと。

23 協議

指定管理者は、この仕様書に規定するもののほか、指定管理者の業務内容及び処理について疑義が生じた場合は、本組合と協議し、決定する。

別表 1 (主な経費負担表)

項 目	指定管理者	本組合
従業員の人件費、労務費、福利厚生費、研修費等	○	
施設維持管理上必要な消耗品費（火葬炉設備消耗品、固形消臭剤、抹香、火種炭、炉内ほうき、ガス燐寸、焼香炉、収骨用箸、香炉灰、薬剤類、消火器等）	○	
事務上必要な消耗品費（筆記用具、コピー用紙、プリンター用トナー等）	○	
燃料費（火葬炉設備用白灯油、小型発電機用白灯油）		○
来場者湯茶接待用食糧費（煎茶）	○	
斎場使用許可申請書・使用料納入通知書の印刷費		○
光熱水費等※（電気料金、プロパンガス代、上下水道使用料金の他、電話料金、インターネット使用料（光回線使用料・プロバイダーサービス料・固定IPサービス利用料、NHK受信料含む。）	○	
施設、備品の修繕費（年間合計50万円未満）	○	
施設、備品の修繕費（年間合計50万円以上）		○
火葬炉設備の定期修繕費		○
損害賠償責任保険（80,000円程度）	○	
火災保険（全国市有物件建物総合損害共済）		○
施設内清掃費（建屋内外、駐車場含む）	○	
場内植栽管理費（屋上緑化含む）	○	
場内設備・機器保守点検費（火葬炉設備、消防設備、電気設備、地下オイルタンク、冷暖房設備（ガス空調設備）、エレベーター・自動ドア、非常用発電機（ポータブル発電機）、LPGバルクタンク等ガス供給設備、地下貯水槽及びポンプ類、雨水ろ過装置、間接給水用水槽、案内表示システム、建築基準法等に基づく定期検査等）	○	
機械警備費	○	
環境測定費（排出ガス濃度、悪臭物質濃度、臭気指数、騒音、振動）	○	
自動体外式除細動器（AED）設置費	○	
秦野斎場予約システム運用費※	○	
飲料水等の自動販売機の設置及び管理費用	○	
事務用パソコン、プリンター設置費※	○	
売店運営の販売経費等	○	

※光熱水費及び予約システム運用費（パソコン・プリンター含む）についての契約は契約期間の関係により原則的に本組合が行うもの（契約のみ本組合が行い、支払いは指定管理者が行う）とするが、契約手続き前に指定管理者との協議により決定する。

別表 2 (主なリスク分担表)

項目	内容	指定管理者	本組合
物価の変動	施設運営費に係る物価水準	○	
金利の変動	金利の変動に伴う資金調達コストの増加分	○	
税制の改正	1 施設の設置や管理運営の根幹に影響が及ぶもの		○
	2 施設の管理運営の業務一般に関するもの	○	
関連法令の改正	1 施設の設置基準及び管理基準に関するもの		○
	2 施設の管理運営の業務一般に関するもの	○	
収益等の減収	指定管理料以外の収益が当初想定より下回ったことによる収益の減少	○	
施設の損傷等	1 不可抗力(暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、動乱、暴動その他本組合及び指定管理者のいずれの責めにも帰することのできない自然的又は人為的な現象)に伴うもの		○
	2 管理の瑕疵から生じた場合	○	
	3 日常的な修繕	○	
	4 大規模修繕、改築及び改修等の必要が生じたもの		○
備品の損傷	1 本組合貸与備品に係る不可抗力又は経年劣化によるもの		○
	2 本組合貸与備品に係る管理の瑕疵から生じるもの	○	
	3 管理運営経費の中で指定管理者が取得した備品に係るもの	○	
支払の遅延	指定管理者から業者への経費の支払い遅延による遅延金、違約金等の発生	○	
周辺地域、住民及び施設利用者への対応	1 周辺地域との協調に関するもの	○	○
	2 施設の管理運営に対する利用者や地域住民からの要望、苦情、反対、訴訟への対応に関するもの	○	○
指定管理者が行う自主事業との関係	1 指定管理者が付带的に行う自主事業に起因して施設の管理運営に生じる損失	○	
	2 施設(設備)の損傷、管理運営に係る事故等により指定管理者が付带的に行う自主事業に生じる損失	○	
個人情報の漏えい等	1 本組合の指示若しくは指導の不備又は錯誤によるもの		○
	2 指定管理者としてとる処置の不備又は錯誤、指定管理者の職員の不法行為等によるもの	○	

管理運営に係る事故 (改善経費も含む)	1 施設の設置の瑕疵から生じるもの		○
	2 施設の管理の瑕疵から生じるもの	○	
	3 管理運営業務において指定管理者の責めに帰すべき理由により生じるもの	○	
第三者への賠償	1 施設の設置の瑕疵から生じる損害に対するもの		○
	2 施設の管理の瑕疵から生じる損害に対するもの	○	
	3 管理運営業務において指定管理者の責めに帰すべき理由により生ずる損害に対するもの	○	
	4 本組合が実施する修繕又はその修繕の瑕疵から生じる損害に対するもの		○
	5 指定管理者が実施する修繕又はその修繕の瑕疵から生じる損害に対するもの	○	
保険への加入	1 施設の設置に関するもの（建物火災保険）		○
	2 施設の管理に関するもの（施設損害賠償保険等）	○	
	3 管理運営業務に関するもの（利用者に係る保険等）	○	
管理運営の中断	1 不可抗力によるもの		○
	2 保守点検等の回数又はこれに要する期間等が当初の想定を上回ったことによる経費の増加によるもの	○	
	3 サービスの提供に不可欠な人材、原材料等の入手が困難となったことによるもの	○	
	4 大規模災害発生時等の対応時		○